
論 説

デカップリング制度の抑止効果

—— 懲罰的損害賠償の制度改革に関する経済分析 ——

池田 康弘・森 大輔

1 はじめに

デカップリング (decoupling) とは、裁判で原告の得られる賠償額と、被告の支払う賠償額が異なっているような状態を指している (Polinsky & Che 1991)。このような状態は制度として意図的に生じさせられる場合もありうるし、それ自体は意図されていたわけではなく副産物としてこのような状態が生じる場合もありうる。通常の裁判では、被告の支払った額の分だけ原告が賠償金を得られることが当然視されており、実際、この前提が崩れることはほとんどない。そのため、デカップリングが生じた場合に何が起こるかということは、これまで十分には検討されてこなかった。

本論文では、そのようなデカップリングが実際に現れるような場面の1つとして、米国においていくつかの州で採用されている、懲罰的損害賠償の一部を州の一般財源や特別基金などに分配するという、賠償分配法 (split-recovery statute)^{*1}を取り上げて分析する。懲罰的損害賠償 (punitive damages, exemplary damages) とは、損害の填補を目的とする通常の填補的損害賠償 (compensatory damages) にさらに加えて課される分の賠償金のことである。コモン・ローの国、なかでも米国に特徴的と言っ

^{*1} 賠償分配法についての邦語の解説として、吉村 (2009)、初岡 (2012) 参照。

てよい制度^{*2}であり、米国のほとんどの州では、何らかの形で懲罰的損害賠償が制度として存在している^{*3}。

懲罰的損害賠償制度の存在理由の1つは加害行為の抑止である。すなわち、それは加害者に対して単なる損害填補を超える額の重い賠償が課されることにより、潜在的加害者が加害行為を行おうとするのを思いとどまらせようとする、というものである。法と経済学の研究では、さらにこの点を推し進めて、懲罰的損害賠償と抑止の関係について、効率性の観点から、次のような説明を加えている^{*4}。これらの研究によれば、懲罰的損害賠償は、加害者が被害者から訴えられなかったり、被害者が勝訴できなかったりする可能性を補うための、確率で表された乗数に相当するものである。例えば、加害者が被害者に100万円の損害を与えたとし、裁判になれば100万円の賠償が加害者に課され、この額ちょうどで加害者の行為を十分抑止できるとしよう。しかし、もし加害者が訴えられる確率が1/2しかない場合、加害者は事前的な視点では $100 \times 1/2 = 50$ 万円しか損害賠償を支払わなくてよいと考えられ、抑止は不十分となる。この場合に、加害者の行為を十分抑止するには、賠償額を少なくとも2倍にすることが必要であり、この結果賠償額は損害の額を超える。この損害額を超える部分の賠償が懲罰的賠償であるという説明である。

しかし、近年、懲罰的損害賠償に対する様々な批判が米国内において散見される。原告が取るに足らない理由で大企業を訴え、巨額の懲罰的損害賠償を得たとされる事件が、マスメディアをにぎわすことも多い^{*5}。いく

^{*2} 英国では、1964年の貴族院判決で懲罰的損害賠償に厳しい制限が課されている。

^{*3} もっとも、実際に懲罰的損害賠償が認められる確率は、裁判所が原告側寄りの判断を下した場合、全体の3～5%程度のみである。アイゼンバーグ(2013)参照。

^{*4} 懲罰的損害賠償に関する法と経済学の研究として、例えば、Cooter(1989), Polinsky & Shavell(1998)参照。

^{*5} 著名な事件として、コーヒーで火傷をしたということでファーストフード店を訴え、陪審から巨額の懲罰的損害賠償の評決を得た事件がある。*Liebeck v. McDonald's Restaurants, P.T.S., Inc.*, No. D-202 CV-93-02419, 1995 WL 360309

人かの論者やさらには裁判所の裁判官の中にも、こうした高額な懲罰的損害賠償は原告に対する「棚ぼた」であるという批判がある*⁶。

こうした批判を受け、「不法行為法改革」(tort reform) と呼ばれる動きが、米国各州で起こった。その1つとして、懲罰的損害賠償の一部または全部を州が取り上げることで、原告が過度に巨額の棚ぼた的な賠償を手に入れることを防ごうとする試みがある。かつて、レンクイスト(Rehnquist) 連邦最高裁首席判事は、次のように懲罰的損害賠償の全部を州が没収することを示唆した。

仮に懲罰的な「罰金」が民事裁判で科されるべきだとしても、そうした罰金は州に行くべきであり、原告に行くべきではない*⁷。

また、懲罰的損害賠償の一部を州の一般財源や特別基金などに分配する立法が、いくつかの州で実際になされている*⁸。

こうした賠償分配法は、抑止の観点からも利点があるように思われる。なぜなら、賠償分配法においては、被告の支払わなければならない額には変わりがないため、懲罰的損害賠償の持つ加害者への抑止効果を損なうことなく、原告への棚ぼたという問題を取り除くことができるように見える

(Bernalillo County, N.M. Dist. Ct. August 18, 1994)。ただし、これが濫訴(frivolous lawsuit)であったかどうかについては様々な議論がある。

*⁶ 例えば、以下の判決におけるハーラン(Harlan) 連邦最高裁判事の反対意見参照。Rosenbloom v. Metromedia, Inc., 403 U.S. 29, 74 (1971)。

*⁷ *Smith v. Wade*, 461 U.S. 30, 59 (1983) (Rehnquist, J., dissenting)。

*⁸ 例えば、ジョージア州では、製造物責任の事件において、懲罰的損害賠償の75%が、州の一般財源に払われる。Georgia Code §51-12-5.1 (e) (2) (2011) 参照。アラスカ州では、懲罰的損害賠償の50%が、州の一般財源に入れられる。Alaska Statutes §09.17.020 (j) (2011) 参照。インディアナ州では、懲罰的損害賠償の75%が、暴力犯罪被害者補償基金(violent crime victims compensation) に支払われる。Indiana Code §34-51-3-6 (2011)。こうした各州の条文に関しては、吉村(2009)やSanders(2013)にまとめられている。

からである*⁹。あるいは、仮に何らかの理由で加害者への抑止効果が弱まる場合は、懲罰的賠償額を上げることで抑止効果を維持すればよく、さらに賠償分配法により上げた分の賠償は州へ行くようになっているので、原告への棚ぼたが増えることもない。

法と経済学の研究の中にも、同じような内容を述べているものがある。例えば、Polinsky & Che (1991) は、最初の本格的なディカップリングの経済分析であるが、ディカップリングの場合、原告の得る賠償額を減らしつつ被告の裁判での支払額を上げることで、原告の提訴するインセンティブを下げつつ被告への抑止効果を維持することができると論じている。その結果、加害者の裁判での支払額は、被告が支払える範囲内いっぱいまで高くするのが最適であるとしている。

しかし、こうした考えは裁判における原告と被告の主張立証のインセンティブを考慮に入れていないという意味で問題がある*¹⁰。特に民事裁判においては、原告と被告がお互いに持つ証拠を提示して主張を戦わせあい、裁判所はそれをもとに自身の心証を形成して判断を下すという、当事者主義の制度がとられている。

本論文では、この当事者主義の制度をできるかぎりモデルに取り込んで、賠償分配法、なかでも特にレンクイスト判事が示唆していたような懲罰的損害賠償を全額、州が没収するような制度（以下、完全没収（complete

*⁹ 実際にこうした点を指摘するものとして、Shores (1992), Sloane (1993) 参照。

*¹⁰ 経済学者は、何らかの制裁が課されるという場合、それに対しては反論の余地なく即座に対象に対して制裁が課されると考えてしまうことが多い。すなわち、制裁が課されることが決定される過程をまったくのブラックボックスと捉えてしまいがちなのである。例えば、外部不経済を発生させている企業があったとき、経済学ではこの外部不経済を抑制する政策として企業に対し行政が課税を行うということが議論されることがよくあるが、その際にも、その課税の決定がどのような過程を経て行われているかということについて注意が払われることはめったにない。しかし、実際にはこの決定がなされるまでも、その過程でロビー活動や本文で述べている主張立証活動など、当事者間の様々なせめぎ合いが存在するはずであり、こうしたことを経済学のモデルに取り入れて分析していくことがもっとなされるべきではないかと考える。

confiscation) 制度と呼ぶ) について分析を行い、次のようなことを論じる。完全没収制度では、原告が裁判で得られる利益は被告が裁判で失う利益より相対的に低くなる。被告の支払額を上げると、さらに両者の差は大きくなる。そうすると、被告は裁判で負けて大きな利益を失うのを防ぐために主張立証に力を注ぐのに対し、原告は裁判で勝っても得られる利益が小さいので、主張立証へ注ぐ力は相対的に低くなるだろう。こうした主張立証に対する熱意の差は裁判官の心証形成に影響を与え、原告の勝訴確率は通常の場合よりも下がることになる。これにより、原告は提訴することをためらうことになる。さらにそれを予測した被告は加害行為を思いとどまらなくなり、したがって、原告の得る賠償額が被告の支払額よりも少ない状況のもとで、懲罰的賠償額を上げると、政策決定者の期待とは異なり、被告への抑止効果は維持されないことになる。むしろ、被告への抑止効果は下がるということになる。

先行研究においても、原告と被告の主張立証のインセンティブを考慮に入れる試みは存在しているが、本論文はその試みをさらに明確化し拡張しようとするものである。例えば、Kahan & Tuckman (1995) は、原告と被告の主張立証のインセンティブを一応は考慮している。しかし、裁判における当事者主義の仕組みを十分にモデル化しているとは言えず、原告の受け取る損害賠償額の一部を州が取り、被告への賠償額を上げることで、裁判費用を減らしつつ被告への抑止効果を維持することができるとする Polinsky & Che (1991) の研究成果と同様の結論となっている。

Choi & Sanchirico (2004) は、より明確に原告と被告の主張立証のインセンティブを考慮したモデルを組み立てている。その分析においては、上で述べたような、原告の得られる賠償が被告の支払額より下回ると、原告の主張立証に対するインセンティブは被告よりも相対的に弱くなり、それが被告への抑止効果を下げる可能性があることが指摘されている。しかし、彼らは被告の賠償支払額を上げた場合の最終的な結果として、負けた場合に被告が支払わなければならない額が大きくなるので、通常言われて

いるように被告への抑止効果は強まるのか、それとも原告と被告の主張立証のインセンティブの関係から被告への抑止効果が弱まるのかについては明確にしていない。それは、彼らの分析の主眼が、ディカップリングの被告への抑止効果というよりも、ディカップリングが社会厚生に与える影響であったため、モデル分析の部分では社会厚生最大化に焦点が当てられていたからであると思われる。また、彼らの分析では、当事者主義の制度をモデルに取り込むことについて、裁判所の心証形成といった点を考えた場合には、依然として必ずしも十分でない部分が見受けられる。

したがって、本論文では、Choi & Sanchirico (2004) の一部を踏襲し、より裁判所内での原告と被告、そして裁判官（あるいは陪審）の行動に注意を払ったモデルを構築する。そして、原告の得る賠償額が被告の支払額よりも小さいというディカップリングの状況のもとで、各当事者の行動とその影響について分析する。

本論文の構成は次のとおりである。第2節では、ディカップリング、その中でも懲罰的損害賠償を全額、州が没収するという完全没収制度について、経済学モデルを用いて分析する。裁判における当事者主義を明確に考慮に入れたものとなっていることが、このモデルの特徴になっている。モデルの分析の進め方としては、タイムラインを0, 1, 2, 3期という4つに分け、ゲーム理論の定石に従って最後の期から遡って順番に、各項で検討していくことになる。第3節では、結論と今後の展望について述べる。

2 当事者主義とディカップリングのモデル

1人のリスク中立な加害者（例えば企業等、混乱を避けるために今後「被告」と呼ぶことにする^{*11}）と多数のリスク中立な潜在的被害者（今後

^{*11} すなわち、本来であれば原告、被告という名称が使えるのは提訴した段階以降であるが、ここでは最初の段階から一貫して「原告」「被告」という名称を使うことにする。

「原告」と呼ぶことにする) が、ここで考えるゲームのプレイヤーである。

このゲームのタイムラインは以下のようにになっている (図1 参照)。第0期において、完全没収制度の導入など、賠償ルールの内容が決定されている。上で述べた原告と被告は、この制度を前提にしてゲームをプレイすることになる。第1期目は、被告が自分の利益になるが原告に損害をもたらすという負の外部性を持つ行為を行うか否かを選択する。もし行為を行

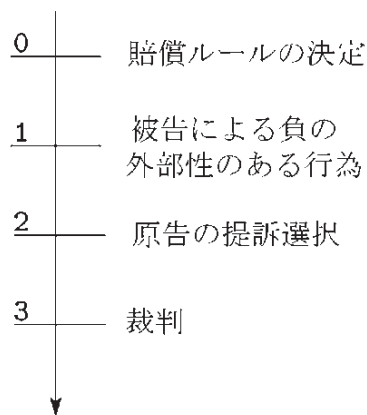


図1 ゲームのタイムライン

わないとすればそこでゲームは終わるが、行うとすれば2期目に進むことになる。第2期目は、原告が提訴するか否かを選択する。もし提訴しないとすればそこでゲームは終わるが、提訴すると3期目に進むことになる。第3期目には、裁判が行われる。この裁判において、訴訟当事者は原告1人と被告1人であるとする。また、原告と被告は自らの費用を投じて主張立証活動を行う。裁判所はその主張立証活動に基づいて自らの心証を形成し、その結果として原告勝訴か敗訴かという2つの結果のうちの1つが実現することになる。もし原告が勝訴した場合、完全没収制度が導入されていけば、原告は自らの損害額分のみが填補的損害賠償として獲得されるのに対し、被告は填補的損害賠償だけでなく懲罰的損害賠償も支払わなければならないとする。

以下の項では、いま概略を説明したゲームのタイムラインの各期について、最後の期から遡って順番にその詳細を説明し分析を行う。

2.1 第3期：裁判

2.1.1 当事者主義の制度の下での裁判所の心証形成

ここでは、裁判における裁判官の判断、およびそれを前提とした原告と被告の主張立証活動のモデル化を行う^{*12}。裁判における裁判官の判断の過程は、単純化すれば、両当事者の提出する種々の証拠を吟味して、被告に責任があるかないかの判断（心証）を形成する過程と見ることができる。この心証形成の過程は、主観的確率（判断確率）を見積る過程として、ベイズ意思決定論によりこれまでモデル化がなされている^{*13}。

具体的には、裁判が始まる前の事前時点での確率判断（事前確率）が、証拠の集積によって変動し、判決での確率判断（事後確率）となっていく過程は、次のようにベイズの定理を使って表される。

$$\begin{aligned} P(G|E_p, E_d) &= \frac{P(G)P(E_p, E_d|G)}{P(G)P(E_p, E_d|G) + P(\bar{G})P(E_p, E_d|\bar{G})} \\ &= \frac{L \times P(G)}{L \times P(G) + P(\bar{G})} \end{aligned} \quad (1)$$

ここで、 G は被告に責任があるという事象を表し、 \bar{G} はその否定（被告に責任がない）を表している^{*14}。 $P(G)$ は、原告・被告による主張立証がなされる前の、被告に責任があると判断される確率についての、事前の確率判断を表す。 E_p と E_d はそれぞれ、原告、被告から提出される証拠の量を表す。そして、 $P(G|E_p, E_d)$ は条件付確率で、原告と被告から証拠が提出された後、被告に責任があると判断される確率についての、事後の確率判断を表す。 $L = P(E_p, E_d|G)/P(E_p, E_d|\bar{G})$ は、尤度比と呼ばれるもので、原告と被告から提出される証拠のどちらが強いのかという判断を表す^{*15}。す

^{*12} この2.1.1の議論は、Kadane & Schum (1996), Stergios & Vaidya (2012), Jia, Skaperdas & Vaidya (2013) に依拠している。

^{*13} ベイズ意思決定論の訴訟への応用については、太田 (1982; 2000; 2001) 参照。

^{*14} すなわち、 $P(\bar{G}) = 1 - P(G)$ である。

^{*15} それぞれの証拠を個別に考えた場合、こうした尤度比は各証拠の証明力を表し

なわち、 L が 1 より大きければ事後確率は上昇し、1 より小さければ事後確率は減少する。実際の裁判においては、 L を構成する $P(E_p, E_d|G)$ と $P(E_p, E_d|\bar{G})$ の値を別々に判断するというより、 L の値が直接に主観的に決められると思われる (Kadane & Schum 1996 : 127; Skaperdas & Vaidya 2012 : 471)。

ここで、尤度比 L は、次のように、証拠の量の比により判断されると仮定する^{*16}。

$$L = \lambda \left(\frac{E_p}{E_d} \right)^\mu \quad (2)$$

この式において $\lambda (> 0)$ は、裁判所が原告と被告の証拠のどちらを重視するかを表しており、 $\lambda > 1$ のとき原告重視、 $\lambda < 1$ であれば被告重視となる。 μ については、ここでは簡単化のため、 $\mu = 1$ としておく。

さらに、原告と被告が費用を費やして、 E_p, E_d という量の証拠を生み出すという行動を、関数として定義する。 x と y を原告と被告が各々主張立証に費やす費用 ($x \geq 0, y \geq 0$) として、 $E_p = g_p(x), E_d = g_d(y)$ を証拠の生産関数とする。ただし、ここでは関数を簡単化して、 $E_p = mx, E_d = ny$ で考えることにする^{*17} ($m > 0, n > 0$)。すると、 $L = \lambda \left(\frac{mx}{ny} \right)$ となる。これを (1) 式に代入すると、次の式となる。

$$P(G|E_p, E_d) = \frac{\lambda \left(\frac{mx}{ny} \right) P(G)}{\lambda \left(\frac{mx}{ny} \right) P(G) + (1 - P(G))} \quad (3)$$

ている。太田 (2001 : 33) 参照。

^{*16} Kadane & Schum (1996) や Skaperdas & Vaidya (2012) はこの式が適切だとする根拠の 1 つとして、心理学におけるスティーブンスのべき法則を挙げている。スティーブンスのべき法則は、感覚量は、刺激の強度のべき乗に比例するというものである。これは、光の強弱や温度、音など様々な刺激に対する主観的感覚だけでなく、態度や意見の強さに対する判断にも当てはまるものとされている。

^{*17} すなわち、原告の限界証拠生産量は常に m 、被告の限界証拠生産量は常に n である。

事後確率の値を求めるには、事前確率 $P(G)$ の値または分布を定める必要がある。裁判が始まる前はあらゆる確率がありうるということで、ここでは $P(G)$ の値は $[0, 1]$ の範囲で一様分布していると仮定しておく。それに対して、証拠調べを尽くした後の事後確率も $[0, 1]$ の範囲にある。しかし裁判では、最終的に0か1か、判断を下さなければならない。そこで裁判においては、一定の値以上の事後確率（心証）に至れば1と同視し、その値以下の事後確率しか得られなければ0と同視するというを行っている。このような分岐点（閾値）を、民事訴訟法学では「証明度」と呼ぶ^{*18}（太田2001：32）。

ここではこの証明度を γ とする（ $0 < \gamma < 1$ ）。このとき裁判所は、 $\gamma < P(G|E_p, E_d)$ の場合、被告に責任ありと判断することになる。（3）式を使ってこれを変形すると、次のような式となる。

$$P(G) > \frac{\gamma y}{(1 - \gamma)\lambda\left(\frac{m}{n}\right)x + \gamma y} \quad (4)$$

ここで、事前確率 $P(G)$ は、 $[0, 1]$ で一様分布していると仮定されていた。この仮定と（4）式を用いると結局、被告に責任ありと裁判所が判断する確率（原告勝訴確率） p は、次のようになることがわかる。

$$\begin{aligned} p &= P\left(P(G) > \frac{\gamma y}{(1 - \gamma)\lambda\left(\frac{m}{n}\right)x + \gamma y}\right) \\ &= \frac{\lambda\left(\frac{1-\gamma}{\gamma}\right)\left(\frac{m}{n}\right)x}{\lambda\left(\frac{1-\gamma}{\gamma}\right)\left(\frac{m}{n}\right)x + y} \end{aligned} \quad (5)$$

ここで $\lambda\left(\frac{1-\gamma}{\gamma}\right)\left(\frac{m}{n}\right) = \theta$ とおけば（ $\theta > 0$ ），原告勝訴確率 p は、次のように表せる^{*19}。

^{*18} 民事訴訟の証明度は、高度の蓋然性と呼ばれ、80%程度とされることが多い。刑事訴訟の証明度は、疑いを入れない程度の確実性などと呼ばれ、95%程度とか99%程度とされることが多い。また、米国の民事訴訟の証明度の場合、証拠の優越と呼ばれ、50%を超える程度と言われる。太田（2001：32）参照。

^{*19} $x = y = 0$ のときには $\theta x / (\theta x + y)$ の分母が0になるので別に定義している。こ

$$p(x, y) = \begin{cases} \frac{\theta x}{\theta x + y} & \text{if } x + y > 0 \\ 1 - \gamma & \text{if } x = y = 0 \end{cases} \quad (6)$$

この定式化から、偏導関数 $\partial p / \partial x > 0$, $\partial^2 p / \partial x^2 < 0$, $\partial p / \partial y < 0$, $\partial^2 p / \partial y^2 > 0$, および交差偏導関数 $\partial^2 p / \partial x \partial y = (x - y) / (x + y)^3$ が導かれる。

この関数 $p(x, y)$ は、次のように解釈できる^{*20}。裁判において、原告と被告はそれぞれ、費用を費やして、自らの主張を支持する証拠を提示しようとする。各当事者が証拠提示にたくさんの費用を費やすほど証拠の説得力は増し、自らが裁判で勝てる可能性は高くなると考えられる。しかし、相手も同じことを考え、証拠提示に費用を費やして、自らが裁判で勝つ確率を上げようとする。

記号 θ は原告と被告のどちらが裁判で有利な性質の事件であるかということを表している^{*21}。その中味としては、これまでの議論からわかるように、裁判官が原告と被告の証拠のどちらを重視するか(λ)、原告と被告の限界証拠生産量(m, n)、裁判の証明度(γ)といった様々なものが含まれる。

の場合は、まだ原告と被告の両者から証拠が提出されていない状態なので、裁判所の判断は事前確率の一様分布のままであり、それが閾値 γ を超える確率は $1 - \gamma$ となる。ただし、この場合の値をどのように定めても、この後の議論にさしたる影響はない。

^{*20} この関数は、公共選択論で有名なタロックがレントシーキングや裁判を分析する際に用いたもの (Tullock 1975; 1980a; 1980b) で、タロックのコンテスト成功関数 (contest success function) と呼ばれる。Hirshleifer & Osborne (2001) はここから、訴訟におけるコンテスト成功関数を、訴訟成功関数 (litigation success function) と呼んでいる。コンテスト成功関数には、ここで用いたタロックのもの以外にも、いくつかの種類が考案されている。タロックの関数では、対立する当事者の費やす費用の比が重要であるが、代わりに差を使うコンテスト成功関数もある。実際、Choi & Sanchirico (2004) は、 $p(x, y) = [b - (y - x)] / 2b$ という (x と y は各々、原告と被告の証拠量、 b はある正の数)、証拠量の差を使った関数を用いて、ディカップリングを議論している。

^{*21} ここでいう有利不利とは、裁判進行中に当事者のどちらが優勢かということを目指しているのではない。そうではなく、原告が主張立証しやすい事件であるのか (原告が有利な事件)、主張立証しにくい事件であるのか (原告に不利な事件) という事件の性質を表すものである。

$\theta > 1$ であれば原告の方が被告よりも勝訴確率を上げるのが容易であり、原告の方が有利であることを表す。 $\theta < 1$ であればその逆となる。例えば、 $\theta = 3$ とすると、原告が主張立証活動を 1 増やした場合、もとの勝訴確率に戻すためには被告は主張立証活動を 3 という 3 倍の量増やさなければならない。ここではまず、話を簡単にするために、 $\theta = 1$ という原告と被告で裁判前に特に有利不利がない性質の事件から考える。

2.1.2 原告と被告の主張立証活動

裁判で原告が勝訴した場合、被告は填補的損害賠償および懲罰的損害賠償を支払う。填補的損害賠償の額は、原告が受けた損害と等しいものとし $R (> 0)$ で表す。また、被告の支払う賠償額全額は、填補的損害賠償部分の $\alpha (> 1)$ 倍であるとする（この α を懲罰乗数と呼ぶことにする）。この場合、懲罰的損害賠償額は $(\alpha - 1)R$ である。しかしながら、ディカップリングのもとでは、原告は被告の支払額のすべてを受取ることができない。分析の簡単化のために、懲罰的損害賠償額の部分は、州が全額没収するという、完全没収制度を考える。すなわち、原告が受取るものは填補的賠償額 R のみとする。

原告の裁判費用には固定的要素 k ($k \in [0, \bar{k}]$) があるとする。 k の実際的な意味としては、例えば、提訴の際の心理的負荷や、訴訟の機会費用など様々なものが考えられる。これは各々の原告ごとに様々な値を取るようなものであるが、ここではその k の値の分布は、 $[0, \bar{k}]$ の範囲で一様分布していると仮定する（ \bar{k} はある正の数）^{*22}。

原告は次のように裁判における期待利得を最大にするように主張立証の費用 x を決定する。

^{*22} この仮定は議論を単純にするためのものであり、 k の分布が例えば正規分布やその他のものであっても、本研究の結果に基本的には変わりはない。

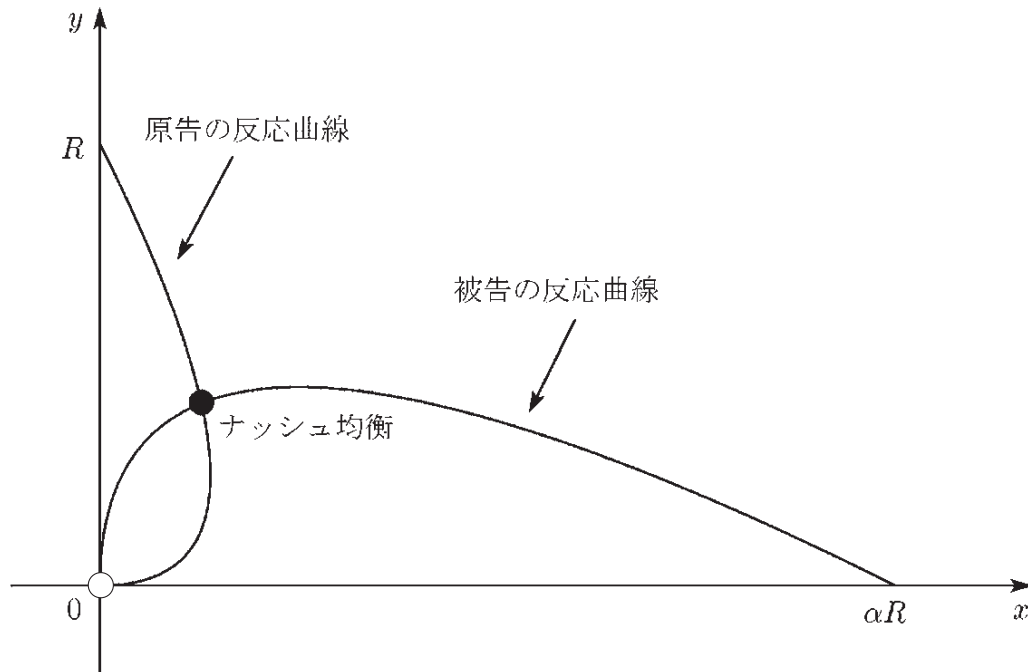


図2 原告と被告の反応曲線

$$\max_x [p(x, y)R - (x + k)] \quad (7)$$

最大化のための一階条件より $(\partial p / \partial x)R - 1 = 0$ であるので、原告の反応関数は次のように導かれる。

$$x = -y + \sqrt{Ry} \quad (8)$$

同様に、被告の最小化問題と反応関数が次のように導かれる。

$$\min_y [p(x, y)\alpha R + y] \quad (9)$$

$$y = -x + \sqrt{\alpha Rx} \quad (10)$$

図2には、原告と被告の反応関数の曲線（反応曲線）が描かれている。

各反応曲線は図2に描かれているように、特徴的な形状をしている。例えば、原告の反応曲線について確認する。被告が主張立証に費やす費用を増やしていくと、最初はそれに対抗して原告も費用を増やしていく（こうした「一方が増やすと他方も増やす」といった関係を戦略的補完 strategic complement という）。図2の原告の反応曲線では、 y が増えると x が増え

るといふ右上がりの曲線になっているところが、この戦略的補完を表している。しかし、被告がある程度以上主張立証に費やす費用を増やすと、それ以降は原告は対抗することを諦め費用を減らしていく（こうした「一方が増やすと他方は減らす」と言った関係を戦略的代替strategic substituteという）。図2の原告の反応曲線では、 y が増えると x が減るといふ左上がりの曲線になっているところが、この戦略的代替を表している。被告の反応曲線についても、以上と同じことが言える。このように1つの反応曲線の中に、戦略的補完と戦略的代替の両方の関係が含まれているところが特徴的である^{*23}。

図2からわかるように、2つの反応曲線の交点がナッシュ均衡である^{*24}。そこでは、原告の反応曲線の戦略的代替の部分と被告の反応曲線の戦略的補完の部分が変わっていることがわかる。このことから、ナッシュ均衡では被告は原告に対抗して主張立証の費用を増やしている状態であるのに対して原告は対抗することを諦め費用を減らしている状態になっているということがわかる。

以下では、ナッシュ均衡を求めて、その性質をより詳細に分析する。ナッシュ均衡 (x^*, y^*) は、(8)式と(10)式を連立させて解くことによって、次のように導かれる。

$$(x^*, y^*) = \left(\frac{\alpha R}{(1 + \alpha)^2}, \frac{\alpha^2 R}{(1 + \alpha)^2} \right) \quad (11)$$

均衡の比較静学を行う。被告が主張立証に費やす費用と懲罰乗数の関係は次のようになる。

^{*23} 戦略的補完の例としてはベルトラン競争（価格競争）、戦略的代替の例としてはクールノー競争（数量競争）がよく挙げられる。

^{*24} 図2において、原点はナッシュ均衡ではない。双方当事者は各々原点からわずかに離れるインセンティブを持つ。被告の主張立証の費用がゼロのとき、原告は主張立証の費用をゼロからわずかに上げるだけで、自らの勝訴確率を $1 - \gamma$ から1へ上げることができる。同様の論理は被告にも成り立つ。

$$\frac{\partial y^*}{\partial \alpha} = \frac{2\alpha R}{(1+\alpha)^3} > 0 \quad (12)$$

すなわち、懲罰乗数が上がると被告は主張立証に費やす費用を増加させる。原告が主張立証に費やす費用と懲罰乗数の関係は、次のようになる。

$$\frac{\partial x^*}{\partial \alpha} = -\frac{(\alpha-1)R}{(1+\alpha)^3} \quad (13)$$

この $\partial x^*/\partial \alpha$ の符号は、 $\alpha > 1$ より、常に負となる。すなわち、懲罰乗数が上がると被告は主張立証に費やす費用を減少させる。以上から、次の補題が導かれる。

補題 1. 完全没収制度のもとで、懲罰乗数を上げると、被告は主張立証に費やす費用を増加させるが、原告は主張立証に費やす費用を減少させる。

懲罰乗数の上昇は被告に多額の賠償支払をもたらすゆえ、被告はそれを回避するために主張立証に費やす費用を増加させる。このことは間接的に、原告の主張立証に費やす費用に影響を与えている。すなわち、懲罰乗数の上昇が被告の主張立証に費やす費用を増加させ、さらにそれが原告の限界勝訴確率を低下させ、その結果、原告は主張立証に費用を費やすのを諦めるのである。これは、原告勝訴確率の交差偏導関数が負である ($\partial^2 p/\partial x \partial y = (x^* - y^*)/(x^* + y^*)^3 < 0$) ことから来ている^{*25}。この交差偏導関数が負になるのは、 $y^* > x^*$ となるからである。これが常に成立するのは、完全没収制度のときであり、このとき、裁判における被告の経済的利益は原告のそれよりも大きいので、均衡において被告は常に原告よりも主張立証に多くの費用を費やすことになる。

上で得られたナッシュ均衡により原告勝訴確率は次のようになる。

^{*25} Kahan & Tuckman (1995) および Choi & Sanchirico (2004) などの先行研究においては、 $\partial^2 p/\partial x \partial y = 0$ が仮定されている。

$$p(x^*, y^*) = \frac{1}{1 + \alpha} \quad (14)$$

これを踏まえて、懲罰乗数 α と均衡原告勝訴確率 $p(x^*, y^*)$ の比較静学が次のように導かれる。

$$\frac{\partial p(x^*, y^*)}{\partial \alpha} = -\frac{1}{(1 + \alpha)^2} < 0 \quad (15)$$

すなわち、 α が増加すると、 $p(x^*, y^*)$ は減少する。よって、次の補題が導かれる。

補題 2. 完全没収制度のもとで、懲罰乗数を上げると、原告の勝訴確率は低下する。

この補題は当事者主義の帰結である。補題 1 が示すように、懲罰乗数の上昇は裁判での被告の主張立証に費やす費用を増加させ、当事者主義のもとでは原告の主張立証に費やす費用を減少させるものとなり、したがって、原告の勝訴確率は低下することになる。

2.2 第 2 期：原告の提訴選択

第 2 期において、原告は裁判結果（第 3 期）を予想し、提訴の期待利得を計算したうえで、提訴するかどうか決定する。第 3 期に均衡 (x^*, y^*) が実現した場合に原告が裁判で得る均衡期待利得 $p(x^*, y^*)R - x^*$ を T と表すとする。提訴時の原告の期待利得は、 T と提訴の固定費用 k を合わせた $p(x^*, y^*)R - (x^* + k)$ であり、提訴しない場合はゼロであるので、原告が提訴するのは次式のときとなる。

$$T \equiv \left(\frac{1}{1 + \alpha} \right) R - \frac{\alpha R}{(1 + \alpha)^2} \geq k \quad (16)$$

すでに仮定したように、 k は $[0, \bar{k}]$ の範囲で一様分布するので、これを図で表すと図 3 のようになる。

ある原告が提訴するか否かは、その原告の持つ k がどのような値であるかということと、 T の値の双方によって決定される。 $0 < T \leq \bar{k}$ のときは、図3に示されているように、 $k \in (0, T]$ という k を持つ原告は提訴し、 $k \in (T, \bar{k}]$ という k を持つ原告は提訴しない。 $T > \bar{k}$ のときは、すべての原告が提訴する。 $T \leq 0$ のときは、どんな原告も提訴しない。これ以降は、このうち $0 < T \leq \bar{k}$ のケースを主に分析していくことにする。

以上から、 T と α の関係は次のようになる。

$$\frac{\partial T}{\partial \alpha} = -\frac{2R}{(1+\alpha)^3} < 0 \quad (17)$$

すなわち、懲罰乗数が上がるほど、提訴する原告の数は減少する。

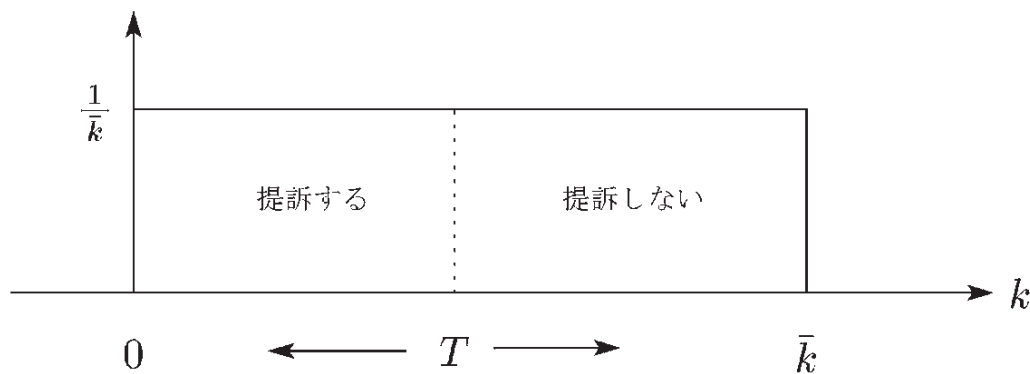


図3 k の分布

2.3 第1期：被告による負の外部性のある行為

第1期において、被告は負の外部性を有するある行為を行うかどうかを決定する。この行為は、被告に便益 β (> 0) をもたらすが、原告に損害 R を与えるものであるとする。

被告は第2期と第3期の結果を予想して、この行為の均衡期待費用 W を勘案する。これまでの考察からわかるように、提訴する原告の割合は T/\bar{k} であるので、被告の W は次のようになる。

$$W \equiv \left(\frac{T}{\bar{k}}\right) \left[\left(\frac{1}{1+\alpha}\right) \alpha R + \frac{\alpha^2 R}{(1+\alpha)^2} \right] \quad (18)$$

以上から、 α と W の関係が、次のように導かれる。

$$\frac{\partial W}{\partial \alpha} = -\frac{R^2(4\alpha^2 - \alpha - 1)}{\bar{k}(1 + \alpha)^5} \quad (19)$$

この $\partial W/\partial \alpha$ の符号は、 $\alpha > 1$ のとき常に負となる。この意味は、懲罰乗数が上がれば、被告の行為の期待費用は減少するというものである。また、 W が減少し続ける限り、被告の期待費用 W は便益 β よりも小さくなりやすく、被告は行為に従事しやすくなる。他方、期待費用 W が便益 β よりも大きい範囲において、被告は行為に従事しない^{*26}。以上をまとめると、次の命題を得る。

命題 1. 事件の性質において原告と被告に有利不利のない場合で、当事者主義と完全没収制度が採用されているとき、懲罰乗数が上がれば、被告は負の外部性をもたらす行為に従事しやすくなる。

伝統的には、抑止効果は懲罰乗数を上げることによって強まるものと考えられてきたが、命題 1 はこれとは反対のことを述べている。補題 2 が示すように、懲罰乗数が上がると、原告の勝訴確率は、裁判における当事者主義がもとになって減少する。これは原告の提訴インセンティブを弱め、さらにそれは負の外部性のある行為へ従事する被告のインセンティブを高めるものとなる。よって、懲罰乗数を上げると、被告への抑止効果は弱まることになる。

^{*26} 厳密に言えば、 $\beta < 3R^2/16$ を仮定すべきである。なぜなら、当該行為から得られる便益 β が常に当該行為の期待費用 W を超えている場合、 α の値にかかわらず、被告は常に当該行為に従事してしまう。 α の値を $\alpha > 1$ の範囲で動かしたとき、 W の最大値は α が1に限りなく近いときであり、このとき W の値は $3R^2/16$ に限りなく近くなる。これよりも β の値が大きいと、当該行為から得られる便益 β が常に当該行為の期待費用 W を超えていることになるので、 $\beta < 3R^2/16$ という条件が必要になる。

2.4 第0期：賠償ルール決定

第0期には、賠償ルールの決定が行われる。政策決定者の視点から見れば、異なる賠償ルールで原告と被告の行動にどのような違いが出るのかが関心事となるだろう。そこでここでは、完全没収制度を導入した場合と、導入せず通常の懲罰的損害賠償の場合、さらに填補的損害賠償のみの場合での比較を行うことにする。

通常の懲罰的損害賠償の場合、第3期で、原告は $p(x, y)\alpha R - (x + k)$ を最大化し、被告は $p(x, y)\alpha R + y$ を最小化する行動を取るようになる。これらの最適化問題を解くと、ナッシュ均衡 $(x_c, y_c) = (\alpha R/4, \alpha R/4)$ が導かれる。この均衡が実現する場合の原告の勝訴確率 $p(x_c, y_c)$ は $1/2$ となる。また、この均衡が実現する場合の、原告の裁判で得る期待利得は $p(x_c, y_c)\alpha R - (x_c + k) = \alpha R/4 - k$ であり、被告の裁判での期待費用は $p(x_c, y_c)\alpha R + y_c = 3\alpha R/4$ となる。

第2期では、原告は第3期の結果を予想した上で、訴訟を提起するか否かを決定する。第3期に均衡 (x_c, y_c) が実現した場合に原告が裁判で得る均衡期待利得を T_c と表すとすると、よって T_c は $\alpha R/4$ となる。 α が大きくなると T_c も大きくなるので、すなわち、懲罰乗数を上げると、原告は提訴しやすくなる。これは、完全没収制度を導入した場合と逆の結果である。 T_c と(16)式の T を比較することで、完全没収制度を導入した場合と通常の懲罰的損害賠償の場合で、どちらが原告が提訴しやすいかがわかる。 $\alpha > 1$ より、 $T_c > T$ となる。したがって、通常の懲罰的損害賠償の場合の方が完全没収制度を導入した場合よりも、原告は提訴しやすい。

第1期では、被告は第2期以降の結果を予想した上で、負の外部性を持つ行為を行うかどうかを決定する。 W_c をそうした第2期以降の結果の予想を前提とした上での被告の行為の期待費用とする。すると、 W_c は $(T_c/\bar{k})(3\alpha R/4)$ となる。 α と W_c の関係を求めると、 $\partial W_c / \partial \alpha = 3\alpha R^2 / (8\bar{k}) > 0$ となる。すなわち、懲罰乗数を上げると、被告の行為の期待費用は増えることになる。したがって、通常の懲罰的損害賠償の場合、懲罰乗数を上げると、被告に

対する抑止効果は強まることになる。これも、完全没収制度を導入した場合と逆の結果である。

W_c と(18)式の W を比較することで、完全没収制度を導入した場合と通常の懲罰的損害賠償の場合で、どちらが被告が負の外部性を持つ行為をしやすいかがわかる。 $\alpha > 1$ より、 $W_c > W$ となる。これと $\partial W_c / \partial \alpha > 0$ より、完全没収制度を導入した場合の方が通常の懲罰的損害賠償の場合よりも、被告が行為をしやすということになる。

さらに、日本のような填補的損害賠償のみの場合との比較も容易に行うことができる。なぜなら、填補的損害賠償のみの場合は、完全没収制度を導入した場合のモデル(懲罰乗数 $\alpha > 1$ としていた)で α を1にしたときと考えることができるからである。そして(16)式より、 α が下がると原告が訴えやすくなることがわかっており、この式は α の値にかかわらず成立するので、填補的損害賠償のみの場合は、完全没収制度を導入した場合よりも原告が訴えやすということがわかる。また(19)式より、 α が下がると被告は負の外部性を持つ行為をしにくくなることがわかっており、この式は $\alpha = 1$ のときも $\alpha > 1$ のときも成立するので、填補的損害賠償のみの場合は、完全没収制度を導入した場合よりも被告への抑止効果が強いということになる。以上の結果は次のようにまとめることができる。

命題2. 事件の性質において原告と被告に有利不利のないケースにおいて、当事者主義と完全没収制度が採用されている場合、通常の懲罰的損害賠償の場合や填補的損害賠償のみの場合よりも、原告は提訴をしにくくなり、被告は負の外部性を持つ行為をしやすくなる。

2.5 事件の性質において原告と被告で有利不利がある場合

今までの項では、(6)式で $\theta = 1$ の場合、すなわち、事件の性質において原告と被告に有利不利がなく、互角である場合を扱ってきた。この θ には、2.1.1で述べた通り、裁判官が原告と被告の証拠のどちらを重視す

るか、原告と被告の限界証拠生産量、裁判の証明度といった様々なものが含まれているため、 $\theta = 1$ であることは実際は少ないだろう。そこでこの項では、より一般的に、 θ の値が $(0, \infty]$ の範囲で様々なに変化した場合に、今までの結論はどう変化するかを考えてみよう（導出過程はこれまでの項と同様なので簡略化している）。

この場合、第3期のナッシュ均衡は、次のように一般化される。

$$(x^*, y^*) = \left(\frac{\theta\alpha R}{(\theta + \alpha)^2}, \frac{\theta\alpha^2 R}{(\theta + \alpha)^2} \right) \quad (20)$$

この均衡が実現する場合の原告の勝訴確率 $p(x^*, y^*)$ は $\theta/(\theta + \alpha)$ となる。

第2期における(16)式の T は、次のように一般化される。

$$T \equiv \left(\frac{\theta}{\theta + \alpha} \right) R - \frac{\theta\alpha R}{(\theta + \alpha)^2} \geq k \quad (21)$$

T と α の比較静学は次のようになる。

$$\frac{\partial T}{\partial \alpha} = -\frac{2\theta^2 R}{(\theta + \alpha)^3} < 0 \quad (22)$$

よって θ の値にかかわらず、 T の α による偏導関数の符号は負となるので、裁判における原告と被告の有利さにかかわらず、懲罰乗数 α を上げると原告は提訴しにくくなる。ここから次のことも言えよう。 θ が大きくなる場

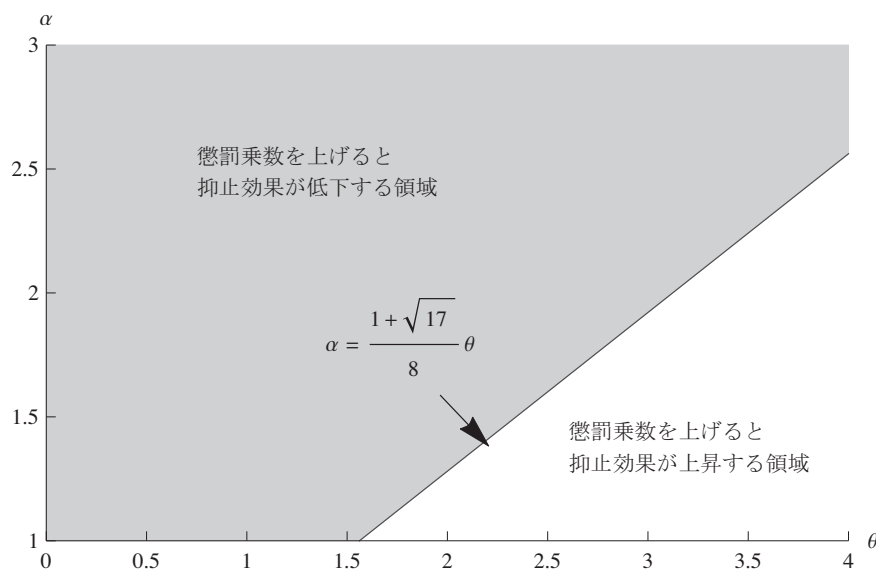


図4 事件の性質における原告と被告の有利不利、懲罰乗数、抑止効果の関係

合として、被告に非が明らかにあるような場合が考えられるが、たとえそのような場合であっても、被告に重い懲罰を与えようと懲罰乗数 α を上げてしまうと、原告の提訴は減ってしまう。

第1期における(18)式の W は、次のように一般化される。

$$W \equiv \left(\frac{T^*}{k} \right) \left[\left(\frac{\theta}{\theta + \alpha} \right) \alpha R + \frac{\theta \alpha^2 R}{(\theta + \alpha)^2} \right] \quad (23)$$

W と α の比較静学は、次のようになる。

$$\frac{\partial W}{\partial \alpha} = - \frac{\theta^3 R^2 (4\alpha^2 - \theta\alpha - \theta^2)}{(\theta + \alpha)^5} \quad (24)$$

この $\partial W/\partial \alpha$ の符号は、 θ と α の値によって変わり、図4のようになる。

図4の右上がりの直線の左上の領域は、 $\partial W/\partial \alpha$ の符号が負、すなわち懲罰乗数が増えると抑止効果が低下する領域を表し、右下の領域が、 $\partial W/\partial \alpha$ の符号が正、すなわち懲罰乗数が増えると抑止効果が上昇する領域を表している。これら2つの領域の境界となっている直線は、 $\partial W/\partial \alpha = 0$ となる場合を表している。したがって、この直線の式は、 $4\alpha^2 - \theta\alpha - \theta^2 = 0$ を $\alpha (> 1)$ で解いた次式である。

$$\alpha = \frac{1 + \sqrt{17}\theta}{8} \quad (25)$$

図4から次のようなことがわかる。まず原告が不利な場合、および原告と被告が互角か若干だけ原告の方が有利な場合は、懲罰乗数 α を上げていくと被告への抑止効果は常に低下する。原告が不利な場合は濫訴 (frivolous lawsuit) だと考えることもできるが、そのときは、被告への抑止効果は低下する方がよいので、この結果は望ましい方向へ働いていると考えることができるかもしれない。

次に原告が有利な場合、懲罰乗数 α を上げていくと、最初は被告への抑止効果が上昇し、そして原告が有利なほど、懲罰乗数 α を上げると抑止効果が存在する領域は広くなる。とはいえ、原告がいくら有利な場合であっても、懲罰乗数 α をどんどん上げていけば、最終的には被告への抑止効果

が低下する領域に入っていく。

その上、例えば、 $\theta = 3$ のとき、原告が主張立証活動を 1 増加させた場合、もとの勝訴確率に戻すためには被告は主張立証活動を 3 という 3 倍の量増加させなければならないのです。原告にとってかなり有利な状況と考えられるが、それでも α が 2 程度で、すでに抑止効果が低下する領域に入っており、懲罰乗数 α が 10 を超えるケース^{*27}、さらには 100 すら超えるケースもあることを考えると、抑止効果が上昇する領域は一般的に言ってかなり狭く感じられるだろう^{*28}。以上を命題として述べておく。

命題 3. 当事者主義と完全没収制度が採用した場合において、懲罰乗数を上げると、事件の性質が原告に不利なとき、被告は負の外部性を持つ行為をしやすくなり、原告に有利なとき、最初は被告は負の外部性を持つ行為をしなくなるが、懲罰乗数をさらに上げていけば、最終的に被告は負の外部性を持つ行為をするようになる。

最後に第 0 期として、完全没収制度を導入した場合と、導入せず通常の懲罰的損害賠償の場合の比較を簡潔に行うことにする。通常の懲罰的損害賠償の場合、第 3 期のナッシュ均衡は $(x_c, y_c) = (\theta\alpha R / (1 + \theta)^2, \theta\alpha R / (1 + \theta)^2)$ と一般化される。第 2 期の T_c は、次のようになる。

$$T_c \equiv \frac{\theta^2 \alpha R}{(1 + \theta)^2} \quad (26)$$

上式と懲罰乗数の条件 $\alpha > 1$ より、 $T_c > T$ となる。

^{*27} 例えば、注*5で述べた *Liebeck v. McDonald's Restaurants, P.T.S., Inc.* では、当初、填補的損害賠償 16 万ドル、懲罰的損害賠償 270 万ドルという評決を陪審が出した。もっとも、懲罰的損害賠償は、裁判官によって 48 万ドルに減額され、その後和解が成立した。

^{*28} さらに言えば、図 4 では、原告が有利な事件の領域が実際よりも狭く描かれていることに注意する必要がある。本来原告が不利な性質の事件と有利な性質の事件は同じ縮尺となるべきであるが、前者は $\theta \in (0, 1)$ 、後者は $\theta \in (1, \infty]$ で表

州が懲罰的損害賠償を没収する制度の正当化理由の1つとして、原告の棚ぼたを排除することで濫訴を防ぐということが言われることがある。しかし、(26)式を確認すると、 θ が小さく濫訴が疑われるような場合、通常の懲罰的損害賠償のときの方が完全没収制度を導入したときよりも原告は提訴しやすくなっていることがわかり、その点では目的どおりとなっているが、他方で θ が大きく被告に非があるような場合も、通常の懲罰的損害賠償のときの方が完全没収制度を導入したときよりも原告は提訴しやすくなっており、その点では問題があることがわかる。

第1期の W_c は次のようになる。

$$W_c \equiv \frac{T_c}{k} \left[\frac{\theta \alpha R(2 + \theta)}{(1 + \theta)^2} \right] \quad (27)$$

上式と $\alpha > 1$ より、 $W_c > W$ となる。すなわち、完全没収制度を導入した場合の方が通常の懲罰的損害賠償の場合よりも、被告が負の外部性のある行為をしやすなる。これは θ の値にかかわらず成り立つ。以上をまとめると次の命題を得る。

命題4. 当事者主義のもとで、完全没収制度は、原告と被告の有利不利という事件の性質に関係なく、通常の懲罰的損害賠償と比べて、抑止効果が弱い。

3 おわりに

本論文では、ディカップリングという、裁判で原告の得られる賠償額と被告の支払う賠償額が異なっているような状態について経済学的な分析を行った。これまで、こうしたディカップリングは原告の得る賠償額を減ら

されている。しかし、図4の横軸を対数目盛にすれば、この点は解消される。これらを考え合わせると、抑止効果が上昇する領域はもっと狭くなる。

しつづ被告の裁判での支払額を上げることで、原告の提訴するインセンティブを下げつつ被告への抑止効果を維持することができると考えられることが多かった。しかし、本論文では、裁判の過程での原告と被告の主張立証活動、そしてそれに基づく裁判所の判断という当事者主義の制度をモデルに加えると、完全没収制度というディカップリングの場合には、懲罰的損害賠償額を上げて被告の裁判での支払額を多くしようとしても、被告への抑止効果は弱くなるということが示された^{*29}。懲罰的損害賠償が原告ではなくて州や特別基金に行く場合、懲罰的損害賠償の額は通常の場合よりも大きくなりがちになる恐れがある^{*30}ことが指摘されているが、もし懲罰的損害賠償の額を大きくしてしまうと被告への抑止の観点からはマイナスであるということがわかる。このように考えると、原告の「棚ぼた」の排除と被告への抑止効果の両立は、一見するよりも難しいことがわかる。

今後の方向としては、さらにこのモデルを拡張していくことや、実証的に検証することが考えられる。本論文では、具体的な制度として取り上げたのは、懲罰的損害賠償の部分を全部没収するという極端な場合であった。しかし、現実にある賠償分配法という制度では、懲罰的損害賠償の一部を州の一般財源や特別基金などに分配するにとどまる。この場合に本論文と同じ結論が当てはまるかは別途検討が必要である。さらに、裁判だけでなく和解をモデルに加えたり、原告と被告という訴訟当事者だけでなく弁護士を独立のプレイヤーとして考えることも行っていくべきであろう^{*31}。ま

^{*29} 注*20で記したようなChoi & Sanchirico (2004) の使用している勝訴確率に関する関数（コンテスト成功関数）を使用した場合には、このような明確な結論は出てこない。この点にも本論文の特徴があることになる。

^{*30} 懲罰的損害賠償が州や特別基金に行く場合、懲罰的損害賠償が一般のためになる「よい目的」にお金が使われるので、多少賠償が多くなっても構わないだろうと陪審が思ってしまう可能性が指摘されている。また、懲罰的損害賠償が州の資金になることを意味するので、州の納税者たる裁判官や陪審が州外の当事者に特に大きな額の懲罰的賠償を課す可能性も指摘されている。“Developments in the Law” (1997: 1535-1536), 吉村 (2009: 234) 参照。

^{*31} ディカップリングと和解についての分析としてKahan & Tuckman (1995),

た、本論文では主にゲーム理論等を用いて理論的な分析を行ったが、現実のデータや経済学実験等の手法を用いて、こうした理論によって得られた結論を検証していくことも必要である。

本論文のモデルや結論の他の事柄への応用可能性について最後に考えてみたい。ディカップリングの議論は懲罰的損害賠償の他にどのような場合に適用できるであろうか。例えば、米国の制度になるが、争点遮断効 (collateral estoppel, issue preclusion) と呼ばれる制度の特殊な場合に適用できる。争点遮断効とは、前訴で争われた争点についての裁判所の判断に反するような主張を後訴ですることを許さないという効力のことである。これは通常、両当事者が前訴と同じ場合にのみ作用するが、中には片方の当事者のみが前訴と同じ場合にも、これを認めるといふ議論がある。例えば、ある企業が特許侵害や製造物の欠陥により、多数の原告から独立に訴えられているとき、そのうちの1人の原告にある争点で負けると、その後の別の原告との訴訟においてもその争点についてはすでに決着済みのものとして自動的に負けるという制度に関する議論である^{*32}。この場合、原告1人1人にとっては、裁判で得られるのは自身の賠償のみであるが、被告側にとっては原告1人に負けるとその後の全員に負けるのと同じことになるので、本論文で分析した完全没収制度のモデルとほぼ同じ状況になる。ただし、これまでの式の α は懲罰乗数を表すのではなく、原告の人数を表すものとなるだろう。これは米国の制度であるが、日本における対世効の制度などにおいて同様の議論ができるかもしれない。

本論文のモデルは、裁判からは少し離れて行政に対する企業と被害者側

Daughety & Reinganum (2003), Landeo, Nikitin, & Babcock (2007) 参照。また、弁護士をモデルに入れたものとしてはKahan & Tuckman (1995) がある。しかし、これらの研究では、本論文のような、原告と被告の立証活動、それに基づく裁判所の判断という、当事者主義の制度の詳細なモデル化は行っていない。

*32 例えば、Bone (2002: 243-258) 参照。

の陳情やロビー活動の分析にも応用できる部分がある。例えば、企業の環境破壊に対する規制を求めて陳情する多数の被害者と、そのような規制をしないことを求める企業側の働きかけを考えてみる。この場合、企業側は規制されるマイナスの効果を1社から数社で受けることになるのに対して、被害者側は多数いるので規制による利益を広く浅く受けることになる。したがって、企業側が規制され失うものの方が、相対的に被害者1人1人の得るものよりも大きいということになり、ここにディカップリングの状況が生じる。しかも(6)式のような関数はもともと公共選択論の分野においてロビー活動などのレントシーキングを分析するために多く用いられてきた関数であり^{*33}、被害者側と企業側のロビー活動に費やす費用によって行政による規制の実現確率が決定されると解釈できるのである。

本論文で主に取り上げた制度は日本では馴染みの薄いものではあるが、このように他の様々な場合にも応用できる可能性を秘めており、これまであまり分析がなされてこなかったこの制度について、今後さらに掘り下げていくことが望まれる。

<参考文献>

1. Alaska Statutes §09.17.020 (j) (2011) .
2. Bone, R. G. (2002) *The Economics of Civil Procedure*, Foundation Press (細野敦訳『民事訴訟法の法と経済学』木鐸社, 2004年).
3. Choi, A. & C. W. Sanchirico (2004) “Should Plaintiffs Win What Defendants Lose?: Litigation Stakes, Litigation Effort, and the Benefits of Decoupling,” *Journal of Legal Studies* 33, 323-354.
4. Cooter, R. D. (1989) “Punitive Damages for Deterrence: When and How Much?” *Alabama Law Review* 40, 1143-1196.
5. Daughety, A. & J. Reinganum (2003) “Found Money? Split-Award Statutes

^{*33} 注*20参照。

- and Settlement of Punitive Damages Cases,” *American Law and Economics Review* 5, 134-164.
6. “Developments in the Law: The Civil Jury” (1997) *Harvard Law Review* 110, 1408- 1536.
 7. Georgia Code §51-12-5.1 (e) (2) (2010) .
 8. Hirshleifer, J. & E. Osborne (2001) “Truth, Effort, and the Legal Battle,” *Public Choice* 108, 169-195.
 9. Indiana Code §34-51-3-6 (2011) .
 10. Jia, H., S. Skaperdas, & S. Vaidya (2013) “Contest Functions: Theoretical Foundations and Issues in Estimation,” *International Journal of Industrial Organization* 31, 211- 222.
 11. Kadane, J. B. & D. A. Schum (1996) *A Probabilistic Analysis of the Sacco and Vanzetti Evidence*, Wiley.
 12. Kahan, M. & B. Tuckman (1995) “Special Levies on Punitive Damages: Decoupling, Agency Problems and Litigation Expenditures,” *International Review of Law and Economics* 15, 175-185.
 13. Landeo, C. M., M. Nikitin, & L. Babcock (2007) “Split-Awards and Disputes: An Experimental Study of a Strategic Model of Litigation,” *Journal of Economic Behavior & Organization* 63, 553-572.
 14. *Liebeck v. McDonald's Restaurants, P.T.S., Inc.*, No. D-202 CV-93-02419, 1995 WL 360309 (Bernalillo County, N.M. Dist. Ct. August 18, 1994) .
 15. Polinsky, A. M. & Y.-K. Che (1991) “Decoupling Liability: Optimal Incentives for Care and Litigation,” *The RAND Journal of Economics* 22, 562-570.
 16. Polinsky, A. M. & S. Shavell (1998) “Punitive Damages: An Economic Analysis,” *Harvard Law Review* 111, 869-962.
 17. *Rosenbloom v. Metromedia, Inc.*, 403 U.S. 29 (1971) .
 18. Sanders, S. K. (2013) “Uncle Sam and the Partitioning Punitive Problem: A

- Federal Split-Recovery Statute or a Federal Tax?” *Pepperdine Law Review* 40, 785-842.
19. Shores, J. L. (1992) “A Suggestion for Limited Tort Reform: Allocation of Punitive Damage Awards to Eliminate Windfalls,” *Alabama Law Review* 44, 61-142.
 20. Sloane, L. A. (1993) “The Split Award Statute: A Move toward Effectuating the True Purpose of Punitive Damages,” *Valparaiso University Law Review* 28, 473-512.
 21. Stergios, S., & S. Vaidya (2012) “Persuasion as a Contest,” *Economic Theory* 51, 465-486.
 22. *Smith v. Wade*, 461 U.S. 30 (1983) .
 23. Tullock, G. (1975) “On the Efficient Organization of Trials,” *Kyklos* 28, 745-762.
 24. Tullock, G. (1980a) “Efficient Rent Seeking” in J. M. Buchanan, R. D. Tollison & G. Tullock eds., *Toward a Theory of the Rent-Seeking Society*, A&M University Press, 97-112. (トリソン, ロバート・D & ロジャー・D・コングレトン編 (加藤寛監訳) (2002) 『レントシーキングの経済理論』 勁草書房, 第7章所収) .
 25. Tullock, G. (1980b) *Trials on Trial*, Columbia University Press.
 26. アイゼンバーグ, セオドア (会沢恒訳) (2013) 「不法行為改革の影響の実証研究」北大法学論集64, 986-925. (Eisenberg, T. 2014 “The Empirical Effects of Tort Reform,” in J. H. Arlen ed. *Research Handbook on the Economics of Torts*, Edward Elgar Publishing, 513-550) .
 27. 太田勝造 (1982) 『裁判における証明論の基礎——事実認定と証明責任のベイズ論的再構成』 弘文堂.
 28. 太田勝造 (2000) 『法律』 東京大学出版会.
 29. 太田勝造 (2001) 「民事裁判システムの初歩的経済理論」 細江守紀・太田勝造編 『法の経済分析——契約, 企業, 政策』 勁草書房, 26-49.

論 説

30. 舩岡宏成 (2012) 『アメリカ懲罰賠償法』 信山社.
31. 吉村顕真 (2009) 「20世紀アメリカ合衆国における懲罰的損害賠償の改革過程——現代損害賠償法における「懲罰的」要素の意義——」 龍谷法学42, 327-465.